

# ちやり耐グランプリ2017

## 特別規則書

本シリーズは、(有) 茂原ツインサーキットの公認もとに、ちやり耐グランプリ特別規則書に沿って開催される。

2016年度からの変更点などは、赤字で記載されています。

### 第1章 総 則

#### 第1条 大会名称

ちやり耐グランプリ2017

#### 第2条 オーガナイザーおよび事務局の名称及び住所

オーガナイザー名:(有)茂原ツインサーキット

住 所:〒297-0044 千葉県茂原市台田640 TEL 0475-25-4433

事務局:ちやり耐事務局 (有)茂原ツインサーキット東コース事務局内

#### 第3条 開催場所

1.場所:茂原ツインサーキット西コース

2.住所:〒297-0044 千葉県茂原市台田640 TEL0475-25-4433 FAX0475-26-5116

3.コース全長:700m(西コース)

4.走行の方法:西コース:右廻り

#### 第4条 開催日 (全5戦)

・第1戦 4月2日(日)

・第2戦 6月4日(日)

・第3戦 9月2日(土) ※ナイトーGP(夕方16:00集合)

・第4戦 ~~11月5日(日)~~ 11月4日(土)に変更となりました。

※第3戦以外は全て午前中開催となります。

※上記スケジュールは状況により変更になる場合がございます。

### 第2章 参加申込および参加費

#### 第5条 参加申し込み

##### 1. 受付期間

参加受けの開始は各開催日の1ヶ月前からといたします。

参加受け締め切りは開催日を含まず6日前(月曜日)までとし、WEB申込または参加申込用紙および参加費を事務局まで持参するか、現金書留郵便にて事務局まで送って下さい。

WEB申込に限り銀行振込が可能となります。

電話やFAXでの申し込みは受付できません。

##### 2. 参加料

マジ、エンジョイ、シングル・・・1名 2,000円(1チームの最大人数は10名までとする)

※小学生は500円割引とする。(お見舞金加入料(500円/名)が含まれております。)

お試し耐久クラス・・・1名 1,000円(1チームの最大人数は10名までとする 1人でも可能)

※エントリー後のキャンセルはいかなる理由でもキャンセルできませんのでご了承ください。

また、キャンセルによる参加費の返金もございませんのでご了承ください。

## 第3章 参加条件

### 第6条 参加条件

①(マジクラス&エンジョイクラス)

- ・チームを作るには最低3名、最大10名までとする。
- ・小学3年生以上であれば出場可

②(シングル耐久クラス)

- ・小学3年生以上であれば出場可

③お試し耐久クラス(2014年度より新設) ※30分耐久

- ・最大10名までとする。
- ・小学3年生以上であれば出場可

① ~③ 心身ともに健康な方。

④電動アシストチャリクラス(2017年度は参考レースとし2018年より正式シリーズ化を目指します)

- ・小学3年生以上であれば出場可

### 第7条 募集数

50チーム(先着順締め切り)

## 第4章 参加者の遵守事項

### 第8条 誓約書への署名

本イベントに参加する全ての参加者は、オーガナイザーの要求する参加申込用紙に署名、捺印しなければならない。

### 第9条 参加者の服装

次に参加者の服装は、イベントを安全に行うため装備の一部と見なされる

1.ヘルメット:

自転車用ヘルメットが望ましいが、頭がしっかりと覆われているものであれば使用可能とする。

1チームに必ず1つは揃える事とし、揃えられない場合はオーガナイザーより貸出とする。

(数に限りあり)

2.服装:

半袖、半ズボンでの参加は認められるが、出来る限り皮膚の露出していない服装が望ましい。

3.グローブ:

指先が出ているもの及び指先が隠れているグローブを必ず着用すること。

材質については運転に支障のない物を使用すること。

4.ヒジパット、膝パット

強く推奨する。

### 第10条 参加者の厳守事項

1.参加者は、主催者や大会役員及び大会参加者の名誉を傷つける様な言動はしてはならない。

2.万一事故その他障害が発生した場合、主催者が加入する保険の範囲及び応急処置以外の責任は負えません。各個人、別途傷害保険に加入する事を推奨いたします。

- 3.すべての参加者はレース期間中、オフィシャルの指示に従わなくてはなりません。
- 4.参加者はスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければなりません。
- 5.参加者はレースを妨害するような行動、言動はつしまなくてはなりません。
- 6.許された場所以外での喫煙は禁止となります。
- 7.参加者は、主催者、審査委員会、オフィシャル、全ての競技参加者の名誉を傷つけるような行動、言動を行ってはなりません。

## 第5章 選手受付・公式車両検査

### 第11条 参加確認受付

1. 西コース事務局前にてAM8:00～AM8:30までの時間内で受付を済ませること。  
ナイターGP開催の場合は、16:00～16:30までの時間内で受付を済ませること。  
受付の際に受理ハガキを必ず持参すること。  
不備(印鑑、参加費、参加者氏名、住所記載不備 等)がある場合、所定の手続きをすること。

### 第12条 公式車検

1. 所定の車輛申告書を記入して、チームの代表者1名が自転車をもって車検場にて自転車を確認してもらうこと。
2. 参加車両規定に基づき、車両検査が行われる。この際規則に合致しない部分がありながらも、車検時に発見されなかった場合であっても、承認を意味するものではない。  
競技中にそれに関する疑義が生じた場合はペナルティーの対象となる場合がある。
3. 公式車検は毎時AM8:00～AM8:40までの間に西コース事務局脇の車検場内で行われる。  
※ナイターGP開催はPM16:00～PM16:30のまでの間 // 行われる。
4. 車両検査の際、車検委員によって点検、確認を受けるものは次の通りである。
  1. 出場する自転車
  2. チェーンや各部パーツの緩み
  3. ブレーキの確認
  4. ギア数およびタイヤサイズの確認
  5. その他(ナイターGP開催日のみヘッドライトが必備となります)

## 第6章 車輛に関する事項

### 第13条 自転車の登録

1. 本大会出場にあたり自転車の登録は1台までとする。
2. 小学生の参加者と大人の参加者が同一チームで参加する場合のみ、子供用自転車の登録を認める。

### 第14条 参加車両

#### 1. 車両規則

#### [マジ、エンジョイ]

- (1)原則無改造とし、市販状態で使用すること。  
但し、ハンドルやサドルなど速さに関係のない部分の変更などは認められる。
- (2)タイヤサイズ・・・27インチまで

(3)ギア規制・・・7段ギアまで使用可能とする。

[シングルクラス] 車輻のタイプは自由とし改造も自由とする。

[おためし耐久クラス] 車輻のタイプは自由とし改造も自由とする。

[電動アシストちやりクラス]市販状態改造不可とし車両のタイプは自由

但し、ハンドルやサドルなど速さに関係のない部分の変更などは認められる。

## 第7章 競技に関する事項

### 第15条 ライダーの変更や追加

マジ&エンジョイクラスのみ出場するライダーの追加・変更は、受付終了時刻までに大会事務局に申し出た場合に限り許される。

### 第16条 競技内容

マジ、エンジョイ、シングル、電動アシストちやりクラス

1.公式練習 20分

2.決勝ヒート 2時間

お試し耐久クラス

1.公式練習20分

2.お試し耐久時間 30分

### 第17条 ライダーズブリーフィング

競技説明や諸注意点などが説明されるブリーフィングには必ず出席しなければならない。

### 第18条 スタート方法

スタート方法は日章旗が振り下ろされた瞬間にレースが開始される。

スターティンググリッドは特に定めのないものとします。(各自自由に並んでください)

## 第8章 走行中の遵守事項

### 第19条 走行中の厳守事項

1.コースはいかなる場合でも逆走してはならない。

2.走行中、参加者が故意に他の走行を妨害してはならない。また明らかに重大な事故の発生が予測できる行為を行ってはならない。

### 第20条 ライダー交代数

ライダー交代数は各自自由に設定できる。

### 第21条 フラッグの遵守

走行中にオフィシャルより出される旗(フラッグ)は必ず守る事。

守らなかった場合はペナルティーの対象になる場合がある。

(日章旗) ・スタートの合図。

(チェッカーフラッグ) ・競技の終了です。 ゆっくりとパドックまで戻ってください。

(黄色の旗:イエローフラッグ)

・前方にトラブルのある車両あり。 十分注意して走行に望むこと。 追い越しは一切禁止となる。

・守れなかった場合はペナルティーの対象となる。

(黒字／オレンジ日の丸:オレンジボール)

- ・車輛のトラブルあり ・ライダーの装備(服装、グローブ、シューズなど)不備あり。
- ・一旦PITに戻り、修理などをして再スタートする事。この旗を見落として2周以上走行した場合は黒旗の提示となり、違反の軽度によりタイムストップペナルティーや周回数減算または、当該ヒート失格となります。

## 第9章 ピットに関する事項

### 第22条 ピットイン、ピットアウト

ピットイン、ピットアウトする際は、挙手により合図すること。

### 第23条 PITエリア

- 1.PITエリアではライダー交代、軽度な作業(チェングリス、エアチェック等)を行う事が認められる。
- 2.レース中の車両修理  
各自のピットエリア内での修理は認められない。  
必ず指定された作業エリア内で作業をする事。

### 第24条 ピット

参加人数によりピットの割り当てがある場合と、ない場合がある。

割り当てられたピットは以下の事を必ず守ること。

- 1.ピットは清潔に保ち、使用後は必ず清掃すること。
- 2.チームのピットは、必ずピット割り当て表に指定された場所を使用しなければならない。
- 3.ピットサインを出すためにピットサインエリアに出入りする際は最短距離を横断し、ピットイン・ピットアウト車両に十分注意すること。また、ピット作業エリア及び、ピットサインエリアはクレデンシャルが無い者は立ち入ることは一切出来ないものとし、当該ピットについてはチーム代表者及び、監督は上記のことを責任をもって管理しなければならない。
- 4.安全確保の為、全ての火気類の使用を禁止する。

## 第10条 競技の終了

### 第25条 レース終了

- 1.レース終了の合図は、トップの車両がコントロールラインを通過する時にコントロールラインのメインポストでチェッカーフラッグが表示される。
- 2.決勝レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップのライダーがゴールした後、2分以内に自力で同ラインを通過した自転車とする。

### 第26条 レースの中断及び再開について

- 1.レースの続行が不可能と判断される重大な事故もしくは、危険な状態がレース中に生じた場合には、全ポスト赤旗が掲示されレースは一時中断される。その場合、走行中のライダーは安全なスピードで各自のピットに戻る事。
- 2.再スタート時のグリッドは赤旗が掲示される1周前のコントロールラインの通過順位により決され

る。尚、2周未満で中断した場合は、元のグリッドでフォーメーションラップからやり直しとなるが、周回数は減算される。

3.2周以上で赤旗により中断された場合で、再レースを行う場合のグリッドは赤旗掲示1周前の順位により、グリッドが決定される。

4.2周以上で赤旗により中断された場合で、レース再開が不可能と判断される時は赤旗提示1周前の結果により順位が決定される。

## 第11章 順位の決定

### 第27条 順位の決定の必要条件

(1)順位判定は最終周回を完了したもののみに対して行われる(チェッカー優先)

(2)チェッカーは、本コース上のコントロールラインを通過した場合のみ受けた事となる。

(3)チェッカー旗は、原則として規定のレース時間を経過後トップのライダーより表示される。但し、車両の位置に関係なく定められた時間が経過した時点で表示される場合もある。その場合は、チェッカー旗を表示した前周(チェッカー旗表示直前に全車がレース状態でコントロールラインを通過(完了)した周回の順位)にさかのぼり順位を決定する。

5.同周回数の場合は先にチェッカーを受けたチームを上位とする。

6.同周回数および同一タイムでチェッカーを受けた場合はチェッカーフラッグが出された1周前のコントロールラインを先に通過したチームを上位とする。

それでも同一の場合は2周前(3周前・・・以下同じ)により順位を決定する。

## 第12章 賞典及びシリーズポイントの事項

### 第28条 賞典

#### 1.賞典の内容

■シングル、エンジョイ、マジ、クラス全参加者に対して楯を与える。

(1)各クラスの1位～3位までのチームには参加人数分の楯を与える。

(3)4位以下のチームにはチームに1つ楯を与える。

#### ■お試し耐久クラス

参加賞付き(盾の授与はございません)

#### □電動アシストちやりクラス

2017年度は参加賞付き(1位のみ盾の授与がございます)

#### 2.副賞の内容(シングル、マジ、エンジョイ共通)

参加チーム数により副賞の数を変更となる。

(1)参加台数10台以下・・・上位3チームに副賞を与える。

(2)参加台数11台～・・・上位5チームに副賞を与える。

### 第29条 特別賞典

#### (1)団体賞

7名以上で参加した場合は、楯および副賞を与える。(エンジョイ、マジクラスのみ)

#### (2)ベストドレッサー賞(全チーム共通)

コスチューム、車輛のデコレーションなど目立ったチームには主催者の判断により楯および副

賞が与えられ。

(3) 応援団賞(全チーム共通)

指定された時間内で最も応援が素晴らしかったチームに、楯および副賞が与えられる。

※上記特別賞典は主催者判断とさせていただきますので、該当チームがない場合もございます。

予めご了承下さい。

第30条 シリーズポイント

1.参加台数に関わらず以下のポイントが与えられる。(5戦中/5戦有効ポイント)

優勝・・・15Pt 第2位・・・12Pt 第3位・・・10Pt 第4位・・・9Pt 第5位・・・8Pt

第6位・・・7Pt 第7位・・・6Pt 第8位・・・5Pt 第9位・・・4Pt 第10位・・・3Pt

第11位以下・・・1Pt

【チーム名を変更した場合】

シリーズ期間内にチーム名を変更する事はできない。万一、変更する場合、チームが獲得したポイントを持ち越す事はできない。

特例として、チーム名の前後に名前を追記する事は認められる。

第31条 シリーズチャンピオンの認定

シリーズチャンピオンの認定は上記第12条第29条の特典基準により最高得点者をシリーズチャンピオンチームとして認定する。複数のチームが同一の特典を得た場合は、各チームが得た上位入賞回数が多い順(1位の数、2位の数、以下これに順ずる)により決定する。

順位と回数も同じ場合は、シリーズ最終戦で上位順位を得たチームを上位とする。

なお、順位と回数でも同一で、シリーズ最終戦に参加しなかった場合は、最終戦により近い競技会において上位順位を得たチームを上位とする。

第32条 シリーズ賞典内容

シリーズ第1位～第3位までのチームおよび対象者は、2017年茂原ツインサーキット表彰パーティー無料招待 となります。1度でも参加した選手が全て招待となります。

※シリーズに最低2戦は出場している事が条件。

対象クラス:シングル、マジ、エンジョイ

2017年度茂原表彰パーティーは12月23日(土)に弊社レストランBRANDSにて開催いたします。

## 第13章 ペナルティーに関する事項

第33条 ペナルティー

ペナルティーには次にあげる種類がある。

(1) 警告

(2) タイムペナルティー

(3) ラップペナルティー

(4) 順位降格ペナルティー

(5) ポイントペナルティー(シリーズポイント)

- (6) 失格
- (1)警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して課せられる。
  - (2)タイムペナルティーはタイムトライアル中のイエローフラッグ無視等に課せられる。
  - (3)ラップペナルティーは失格にならない程度の違反に対して各ヒートごとに課せられる。
  - (4)順位降格ペナルティーは失格にならない程度の違反に対して各ヒートごとに課せらる。
- (7)失格は以下の違反の行為にも課せられる。
- (1)違法または不当に得たアドバンテージ。
  - (2)故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
  - (3)与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した場合。
  - (4)与えられたフラッグサインの無視をした場合。
- (8)本大会中の違反は競技長より勧告され、大会審査委員会によりペナルティーが課せられる場合がある。
- (9)大会審査委員会は状況に応じて罰則を強化したり軽減したりする事ができる。

## 第14章 その他一般事項

### 第34条 損害の補償およびレンタル品について

参加者は参加車両およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。

### 第35条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは下記の権限を所有するものとする。

- (1)参加申込の受付に際して、その理由を示す事なく拒否することができる。
- (2)大会冠スポンサーの広告を参加車両に張付けさせる事ができる。
- (3)やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わない場合は参加者の登録、変更について許可することができる。
- (4)レースの中止、延期、変更  
オーガナイザーは大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。  
大会の中止あるいは24時間以上延期する場合、参加料は全額返還される。なお、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議をする権利を保有しない。これに対する抗議は一切認められない。
- (5)全ての参加者の音声、写真、映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可できる。
- (6)公序良欲に反する言動がある参加者に対しては参加受付後であっても参加を拒否する事が出来る。
- (7)シーズン途中での規則変更はイベント運営に支障が出たと判断した場合に変更する事ができる。

## 第15章 お見舞金制度

### 第36条 お見舞金制度

走行中に起こった事故に対して以下の内容にてお見舞金を支払うものとする。

万一、怪我などをされた場合で、通院や入院が必要と判断された場合、当日中に受付事務局に申請しなくてはならない。後日、申請をした場合、お見舞金制度は適用されない。

この制度は治療費、休業補償などを補うものではなく、定額でお支払いする制度です。

通院の場合 1日あたり2,500円(事故日より180日以内で90日を限度とする)

入院の場合 1日あたり5,000円(事故日より180日を限度とする)

死亡の場合 500万円(事故日より180日以内に死亡したとき)

後遺傷害 最大500万円までとする。(180日を過ぎた場合に後遺症認定手続きに入ります)

### 第37条 お見舞金の支払い対象

1. お見舞金加入制度ご加入者本人となります。
2. 死亡見舞金の受取人は法定相続人となります。

## 第16章 広告に関する事項

### 第38条 広告に関する事項

オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、かつ参加者はこれを拒否することができない。また、ナンバープレートに広告を表示することは認められない。

1. 公序良俗に反するもの
2. 政治、宗教に関連したもの
3. 本イベントに関係するスポンサーと競合するもの

施工	2008年1月 1日	実施	2008年1月 1日	改定	2009年1月10日	実施	2009年3月 1日
施工	2009年1月 1日	実施	2010年3月 1日	施工	2011年1月 1日	実施	2011年3月 1日
改定	2012年1月10日	実施	2012年3月 1日	施工	2013年1月29日	実施	2013年3月 1日
改定	2014年3月10日	実施	2014年4月 1日	改定	2015年3月 1日	実施	2015年3月 1日
改定	2016年1月 1日	実施	2016年4月 1日	改定	2017年1月 1日	実施	2017年3月 1日